

会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付要綱

(令和7年8月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の夢又は目的を明確に持ち、志を高く持って、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀である者であって、引き続き、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における活動に努める者に対し、予算の範囲内において、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援金交付を受け得る者の資格)

第2条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 申請者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者（以下「生計維持者」という。）が、会津若松市の区域内に継続して1年以上住所を有していること。
- (2) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀である者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく短期大学、大学若しくは専修学校の専門課程、又は海外のその国における教育制度による短期大学、大学その他これらに類すると教育委員会が認める学校（以下「大学等」という。）に進学を予定している者
- (4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における活動を大学等で継続する者
- (5) 生計維持者及び申請者が、市税等を滞納していないこと。

(申請書類の提出)

第3条 申請者は、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 出身学校長又は在学学校長の推薦調書（様式第2号）
- (3) スポーツ又は文化芸術の分野における成績を証明する書類（支援金の交付を希望する分野がスポーツ又は文化芸術分野である申請者に限る。）
- (4) 自己推薦書（様式第3号）
- (5) 生計維持者及び申請者が市税等を滞納していないことを証する書類（申請者が未成年者（申請年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。）であり、かつ、納税義務を有しない場合は、生計維持者が市税等を滞納していないことを証する書類のみの提出をもって足りるものとする。）
- (6) 生計維持者及び申請者の住民票謄本（続柄が分かるもの）
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書類の提出期限は、毎年度教育委員会が定める。

(支援金の額及び交付申請期間)

第4条 支援金の額は1年度につき100万円とし、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大学等の正規の修業年限を修了する年まで継続して支援金の交付を申請することができる。

（支援金交付予定者の選考）

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請があったときは、会津若松市ゆめみらい応援事業選考委員会設置要綱（令和7年8月21日決裁）に基づく会津若松市ゆめみらい応援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、支援金を交付する予定者を選考するものとする。

（支援金交付の可否の決定及び通知）

第6条 教育委員会は、選考委員会の選考結果を踏まえ、支援金交付の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、支援金交付の可否を決定したときは、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付決定通知書（様式第4号）又は会津若松市ゆめみらい応援事業支援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（誓約書及び合格通知書等の提出）

第7条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第6号）
- (2) 大学等の合格通知書の写し又は合格を証する書類の写し
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（支援金の交付）

第8条 支援金は、交付決定者からの請求により交付するものとする。

2 支援金の交付を受けようとするときは、大学等の在学を証する書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。

（支援金の交付継続の手続）

第9条 2年度目以降の支援金の交付を継続して受けようとする交付決定者は、教育委員会が指定する日までに、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付継続申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学等の在学証明書
- (2) 大学等が発行する成績を証する書類等
- (3) 当該年度の自身の活動を報告する書類
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による継続申請があったときは、選考委員会において、支援金の交付継続の可否を審査するものとする。

3 教育委員会は、支援金の交付継続を決定したときは、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付継続決定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（卒業の報告）

第10条 交付決定者は、大学等を卒業する年度において、教育委員会が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 卒業後の就職・進路状況報告書（様式第9号）
- (2) 大学等の卒業証明書

(3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(異動の届出)

第11条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに異動届（様式第10号）に、その異動等を証する書類を添えて教育委員会に届け出なければならない。ただし、交付決定者が死亡又は疫病その他正当な理由により届出ができないときは、生計維持者が届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 交付決定者の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- (3) 支援金の交付を辞退するとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 傷病又は重度の障がいその他特段の事情により修学目的を達成することができないとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(休止及び取消し)

第12条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付を休止又は取消しをすることができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 傷病又は重度の障がいその他特段の事情により修学目的を達成することができないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績又は操行が不良となったとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 転学の事由が適当でないと認められるとき。
- (7) 偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたと認められるとき。
- (8) 支援金の交付を辞退したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、交付決定者として適当でないと認められるとき。

(休止及び取消しの区分)

第13条 前条の規定による支援金の交付の休止及び取消しについては、次の区分による。

- (1) 休止をする場合 前条第1号に該当した場合
- (2) 取消しをする場合 前条第2号から第9号までのいずれかに該当した場合

(休止及び取消しの通知)

第14条 教育委員会は、第12条の規定により支援金の交付の休止又は取消しを行うときは、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付（休止・取消）通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

2 休止又は取消しの決定は、休止又は取消しの事由が判明した時点で行うものとする。

(支援金の返還)

第15条 第12条の規定により支援金の交付を取り消された者は、既に交付した支援金の全部又は一部を返還（以下「返還金」という。）しなければならない。ただし、同条第2号又は第3号に該当する場合は、その限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により支援金を返還させるときは、会津若松市ゆめみらい応援事業支援金返還通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（返還金の減免）

第16条 教育委員会は、第12条の規定により支援金の交付を取り消された者について、修学目的を達成することができないことに特別の事情があると認めるときは、前条に規定する返還金を減額し、又は免除することができる。

（返還の減免申請）

第17条 前条の規定により、返還金の減額又は免除を受けようとする者は、その事由を明らかにする書類を添えて返還金減免申請書（様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請のあった返還金減免の可否を決定したときは、返還金減免（承認・不承認）決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（卒業後の現状報告）

第18条 交付決定者は、大学等卒業後、教育委員会の求めに応じ、現状報告調書（様式第15号）を提出しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。